

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和 8 年 3 月 1 6 日策定

令和 8 年 8 月 1 日変更

社会福祉法人松星苑

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 ： 既に拡充済みの看護等休暇制度について

- ① 中学校就学の始期までの子に対象範囲を拡大していること。
- ② 年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 1 0 日を限度として、有給休暇とすること。
- ③ 時間単位での取得ができること。

このことを採用時の他、定期的に周知することにより、該当する職員の休暇の取得促進を図る。

<対策>

- 令和 8 年 4 月 ～ 職員朝礼や労働安全会議等において管理者等から周知を図る
取組の開始

目標 2 ： 育児・介護休業法に基づく当法人の育児休業制度等や、育児休業給付、産前産後休業等の制度、育児休業取得時の対応について、採用時の他、定期的に周知を図る。

<対策>

- 令和 8 年 4 月 ～ 職員朝礼や労働安全会議等において管理者等から周知を図る
取組の開始

目標3 : 令和13年3月までに、所定外労働をさらに削減するため、事業年度毎に、毎月一日以上のノー残業デイを設定して実施する。

<対策>

- 令和8年3月 ~ 所定外労働の現状を把握
- 令和8年4月 ~ 法人内検討委員会または企画会議での検討開始
- 令和9年4月 ~ 管理職及び指導的職員への研修（年3回）の実施。各事業所
情報共有システム掲示板などでの職員への周知（毎月）
- 令和9年7月 ~ 取組の開始

目標4 : 令和13年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、1人当たり年間平均10日以上とする。

<対策>

- 令和8年3月 ~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和8年4月 ~ 法人内検討委員会または企画会議での検討開始
計画的な取得に向けた管理職及び指導的職員への研修の実施
- 令和9年4月 ~ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標5 : 「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」を目指す。

<対策>

- 令和8年8月 ~ 「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」
を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける